

日本組織適合性学会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本組織適合性学会(Japanese Society for Histocompatibility and Immunogenetics, 略称 JSHI) と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、日本赤十字中央血液センターにおく。

(目的)

第3条 本会は、組織適合性とそれに関する学問の進歩発展に資するため、国内のみならず国外の関連機関とも連絡を密にして研究の促進を図り、その成果の応用を通じて広く人類の健康と福祉に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 学術集会（学術集会、講演会、ワークショップなど）の開催
2. 研究資料の刊行
3. 内外関連研究機関および研究組織との連絡
4. HLA タイピングの精度向上に関する事業
5. その他本会の目的を達成するに必要な事業

第2章 会員

(会員の資格)

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

1. 正会員：本会の目的に賛同した者で、第6条に定める入会手続きを経て入会し、年度会費を納入した者
2. 特別会員：本会对し特別の功労があり、理事会、評議員会の議を経て会長が推薦し、総会において承認された者
3. 賛助会員：本会の目的に賛同し、本会の事業を援助するために第6条に定める入会手続きを経て入会し、年度会費を納入した団体または個人

(入会)

第6条 本会に入会を希望するものは、所定の入会申し込み書に年会費を添えて申し込むものとする。

(年会費)

第7条 年会費は別途これを定める。既納の会費は返却しない。

(会員の権利)

第8条 会員は本会の事業に関する連絡を受け、学術集会や本会の行う事業に参加することができる。

(退会)

第9条 本人より退会の申し出のあった会員、および年会費を3年以上未納の会員は退会とみなし、学術集会を含む本会の事業の連絡を停止する。

(除名)

第10条 本会の目的に反する行為のあった会員は、理事会および評議員会の議決により、総会の承認を経て除名することができる。

第3章 役員

(役員)

第11条 本会に次の役員をおく。

会長	1名
理事	若干名
監事	2名
評議員	若干名

(選任)

第12条 役員は次の規定によって選任する。

1. 評議員は正会員の中から、附則に定める資格を満たすものと理事会および評議員会の議を経て会長が委嘱し、総会の承認を得るものとする。
2. 理事および監事は、評議員会において、評議員の中から互選により選出する。理事と監事を兼務することはできない。
3. 会長は理事会において、理事の中から互選により選出する。

(職務)

第13条 本会の役員の職務は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、本会の業務を総轄する。
2. 理事は理事会を構成し、この会則に定められた事項を議決する。各理事は、庶務、会計、編集、渉外などの業務を分業する。
3. 監事は本会の業務および経理を監査する。
4. 評議員は評議員会を構成し、この会則に定めら

れた事項を議決する。

(任期)

第14条 会長、理事、監事の任期は2年とする。但しいずれの役員も再選は妨げない。

(職員)

第15条 本会の事務を円滑に処理するため、事務局に事務局長をおく。事務局長は、理事会において理事の中から互選により選出し、その任期は2年とする。事務局は、必要に応じ事務局職員をおくことができる。職員の任免は会長が行う。

第4章 会議

(学術集会)

第16条 学術集会は、原則として年1回行い、大会長がこれを主宰する。大会長は、理事会および評議員会の議を経て会長が委嘱する。

(総会)

第17条 総会は、年1回学術集会に際して開催し、大会長を議長として以下に述べる事項、ならびに理事会および評議員会において議決された事項を会員に報告し、承認を受けるものとする。

1. 事業報告ならびに事業計画
2. 会計報告ならびに予算
3. その他

(評議員会)

第18条 評議員会は、年1回の学術集会に際して定期的に開催する外、会長が必要と認めた際は、臨時に評議員会を召集して会務の円滑な運営に当たる。評議員会の議長は、定期の評議員会では該当学術集会の大会長が行い、臨時の評議員会では評議員の互選により選出する。

(評議員会の議決)

第19条 評議員会は、別に定める会則改正の場合を除き、評議員の半数以上の出席のもとに、出席者の過半数の賛成がなければ議決することが出来ない。やむおえない事由で評議員が出席できない場合は、議長あるいは他の評議員に委任状を提出し審議を委任することができる。委任状提出者は議決に関し出席者として取り扱われ、その議決権は委任された者が代わりに執行する。

(評議員会議事録)

第20条 評議員会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。議事録は議

長の責任において作成し、次回の評議会で内容の確認を得るものとする。

1. 会議の日時および場所
2. 出席者の氏名
3. 議決事項
4. 議事の経過

(理事会)

第21条 理事会は会長が主宰する。理事会は、定期理事会および臨時理事会とする。定期理事会は毎年2回会長がこれを召集する。会長は、会長が必要と認めたとき、または3分の1以上の理事から開催が請求されたときは速やかに臨時理事会を召集しなければならない。

(理事会の議決)

第22条 理事会は3分の2以上の理事が出席し、出席した理事の過半数の賛成がなければ議決することができない。監事は理事会に出席して意見を述べることができるが議決には加わらない。

(委員会)

第23条 本会の業務を遂行するのに必要な委員会を設置することができる。委員会の設置および委員の選任は、理事会および評議員会の議を経て会長が行う。

第5章 分科および地方会

(分科会)

第24条 本会に分科会をおくことができる。分科会の設置並びに廃止は、理事会および評議員会の議決を経て会長が決定する。

(地方会)

第25条 本会の下部組織として地方会をおくことができる。地方会の設置並びに廃止は、理事会および評議員会の議決を経て会長が決定する。

第6章 会報

(会報)

第26条 本会是会報を発行する。この内1回は各年の学術集会の子稿集を兼ねる。

(編集)

第27条 会報の編集は、評議員の中から互選によって選出された編集委員が別に定める会報規定に基づいて行う。但し学術集会の子稿集を兼ねる場合には、各大会長に委嘱することかできる。

第7章 会計

(経費)

第28条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他で支弁する。

(会費)

第29条 本会の年会費は、次に定める通りとする。

1. 正会員：年額 5,000円
2. 特別会員：免除
3. 賛助会員：年額 100,000円

(会計年度)

第30条 本会の会計年度は4月1日より、翌年3月31日とする。

(会計監査)

第31条 収支決算は監事の監査を受けた後、理事会、評議員会ならびに総会の承認を受けるものとする。

第8章 会則の変更および細則

(会則の変更)

第32条 この会則は、理事会、および評議員会の3分の2以上が出席した評議員会の議決を経て、総会の承認を得なければ変更することができない。

(会則の実施)

第33条 この会則の実施に際し疑義を生じた場合、または会則以外に必要な事項が生じた場合は、理事会および評議員会がこれを処理する。

(細則)

第34条 この会則施行についての細則は、理事会、評議員会の議決および総会の承認を経て別に定める。

(付則) この会則は、平成3年4月8日から施行する。

日本組織適合性学会
平成6年度決算報告書

自 平成6年4月 1日
至 平成7年3月31日

収入

個人会員年会費 (260件)	1,300,000
平成7年度年会費前納 (1件)	5,000
賛助会員年会費 (12口)	1,200,000
学会誌広告費 (@30000×2件)	60,000
〃 (@40000×3件)	120,000
学会誌販売 (22冊)	44,000
預金利息	55,643
平成5年度繰越金	6,173,001
計	8,957,644

支出

第3回大会援助金	500,000
学会誌・ニュースレター作成費	1,380,200
旅費 (選管2名、事務局員)	95,315
通信費	192,190
事務局費	14,754
銀行振込手数料	1,400
繰越金	6,773,785
計	8,957,644

平成7年度への繰越金 6,773,785

内訳

定期預金	1,961,370
普通預金	1,652,654
郵便振替	3,138,000
現金 (事務局費)	21,761

日本組織適合性学会

平成7年度予算案

自 平成7年4月 1日

至 平成8年3月31日

収入

平成6年度繰越金	6,773,785
個人会員年会費 (320件)	1,600,000
賛助会員年会費 (15口)	1,500,000
学会誌広告費	900,000
学会誌販売 (25冊)	50,000
預金利息	60,000
計	10,883,785

支出

大会援助金	500,000
学会誌・ニュースレター作成費	1,800,000
旅費	300,000
通信費	300,000
事務費	100,000
会議費	50,000
予備費	1,000,000
繰越金	6,833,785
計	10,883,785